

大藪町 地区防災計画

年間活動テーマ

「みんなの防災」 ・ 「毎日の防災」

～ 「新たな防災文化」 を育み

防災力(=地域力)の高い町にするために ～



2018年9月 町内一斉の防災訓練<近所の助け合いで避難する様子>

2020年度版

大藪町 地区防災計画

< 目 次 >

I 自主防災組織の運営指針		
1. 自主防災組織の独立運営	1
2. 規約の策定及び改訂	1
II 地区の特性		
1. 自然特性と災害リスク	1~2
(1)水害 (2)火災 (3)地震		
2. 歴史と社会特性	2
3. 防災地図	3
III 基本的な考え方		
1. 基本方針	3~4
2. 活動計画事項	4
IV 防災活動の内容		
1. 防災組織委員の編成と役割 (平常時と有事)	5
2. 防災防犯意識と知識の普及	6~7
(1)普及事項 (2)普及方法 (3)普及実施時期		
3. 防災訓練の種別と実施計画	7~8
(1)訓練の種別 (2)個別訓練の種別 (3)個別訓練の内容		
(4)総合訓練 (5)訓練実施計画 (6)訓練の時期及び回数		
4. 種別訓練の内容	8~12
(1)情報の収集と伝達 (2)初期消火 (3)救出救助		
(4)救護 (5)避難誘導 (6)給食給水と分配 (7)複合災害への対応		
5. 防災資機材の管理	12
6. 災害対策本部の設営と運営 (発災時の活動)	12~
(1)情報収集及び情報提供 (2)減災対策事項の伝達と安否確認		
(3)組織委員への出動要請 (4)防災資機材の貸し出し		
7. プラス防災への取り組み	14
V 実践の検証		
1. 防災訓練や普及活動実施の検証と課題	14~15
・検証による課題事項		
2. 地区防災計画の見直し	15
VI 今後の目指すところ		
1. 近未来に向けた新しい防災組織の在り方	16

VII 運営参考資料 (別紙)

- 1) 大藪町自主防災会規約 (運営ルール)
- 2) 防災診断書 (現状把握)
- 3) 一時避難場所別責任者と避難者数 (現状把握)
- 4) 防災地図 (大藪町北部、南部) (拡大地図で訓練と発災時に使用)
- 5) 大藪町災害対応手順書 (啓発と訓練用)
- 6) 年間活動計画表 (計画)
- 7) 組織委員名簿と連絡網 (組織委員用) (発災時に使用)
- 8) 緊急助け合い連絡網 (町内全戸用) (訓練と発災時に使用)
- 9) 大藪町消火マニュアル (訓練で使用)
- 10) 組織委員出動リスト (訓練と発災時に使用)
- 11) 資機材持出しリスト (訓練と発災時に使用)
- 12) 安否確認と要配慮者支援リスト (訓練と発災時に使用)
- 13) 防災資機材管理表 (平時の管理)
- 14) 防災だより (平時の情報誌による啓発)
- 15) みまわり隊巡回記録 (平時の管理)
- 16) 2019 年度訓練、研修、普及活動の実践記録
- 17) 2019 年度大藪町自主防災会活動報告 (次年度の課題と計画)

※ 上記の4)、7)、8)、10)、11)、12)の資料については、

発災時に使用するため、役員は緊急事態に常備しておく。

参考資料 別紙 1

大藪町自主防災会規約

2020年 1月 19日 下線部の改訂 (総会にて承認)

2020年 2月 1日 より適用

防災診断書

- ・ 目的 聞き取り調査による現状把握と意識の改善
- ・ 実施日 7月中旬～7月下旬
- ・ 担当 生活班
- ・ 責任者 担当副会長

一時避難場所別責任者と避難者数

- ・ 北お旅所 (門野 良博 59名)
- ・ 神明神社 (北村 幾 48名)
- ・ カラオケ照 (北村 善夫 16名)
- ・ 證大寺 (竹村 武彦 141名)
- ・ 西福寺 (尾本 啓芳 197名)
- ・ 南お旅所 (田中 敏一 62名)

2020年 2月 1日 現在

大藪町災害対応手順書

- 災害の種類によって、対応の仕方を町内で共有

- 氾濫や風水害の対応
- 地震発生時の対応
- 日常火災発生時の対応

- 目的 平常時の訓練と発災時の対応に使用
- 更新日 2020年 2月 1日

組織委員出動リスト

資機材持出しリスト

- 「資料 10、資料 11」を使って発災後の運営を行う
 - ・ 誰と誰が
 - ・ 何をどれだけ持って
 - ・ 何処へ行って
 - ・ 何をするのか

- 「資料 4 防災地図」の3点セットで運営する
 - ・ 目的 平常時の訓練及び発災時の冷静な対応に使用
 - ・ 更新日 2020年 2月 1日

安否確認と要配慮者支援リスト

- 自治会班毎に発災後の「安否確認」を実施
- 要配慮者への支援は、原則同班内で支援活動を実施

・ 方 法

1. 「資料 8 緊急助け合い連絡網」を使ってリストに記入
2. 日頃から班内及び当事者間で話し合い、担当ブロック長は支援者リストを作成

・ 目 的

1. 発災後の生存確認と、行方不明者の搜索救助に繋げる
2. お互いが、あらゆる人の命を支え合う

・ 担当者 自治会班毎の避難誘導班と生活班

・ 責任者 担当ブロック長(北、中、南ブロック)

・ 更新日 2020年 2月 1日

大藪町消火マニュアル

- 災害火災時は、本会の共助による消火活動を実施
- 普通火災時は、公助と共助による消火活動を実施

- ・ 方 法

消火訓練時に使用

- ・ 目 的

誰もが同じ方法で実施することで、ケガなく正しい方法の消火活動を確認し合う。

- ・ 担当者 消火班

- ・ 責任者 担当副会長

- ・ 改訂日 2020年 3月 1日 (2019年6月作成)

I 自主防災組織の運営指針

1. 自主防災組織の独立運営

この防災計画は、大藪町自治会規約第1条第2項及び大藪町自主防災会（以下「本会」という）規約第12条に基づき、本会の防災防犯活動に必要な事項を定め、もって火災、犯罪、地震、風水害等の災害による自然災害や、人的被害の発生及びその拡大を防ぐことを目的とする。

本会は、この目的を基軸に地域力を高めていく事も目的の一つとした運営を行うにあたり、従来のような自治会長が自主防災会長を兼務して運営することは負担が大きく困難であると考え、自主防災組織は独立した自主防災会による運営体制で継続的な活動を行うこととした。
(2017年に暫定運用、2018年より独立運営を開始)

2. 規約の策定及び改訂

本会は、自治会の傘下で独立した事業として運営するにあたり、次の規約を定め、変更のある場合は総会にて改訂を行う。(2017年より運用開始)

第1条（名称）、第2条（事務所の所在地）、第3条（目的）、第4条（事業）、第5条（会員）、第6条（役員）、第7条（役員の任務）、第8条（組織の編成と役割分担）、第9条（会議）、第10条（総会）、第11条（幹事会）、第12条（防災計画）、第13条（経費）、第14条（会計年度）、第15条（会計監査）、第十六条（その他）

※別紙1「**大藪町自主防災会規約**」参考

II 地区の特性

1. 自然特性と災害リスク

旧家を中心に戸建や共同住宅の330世帯がいりまざる本会の集落は、琵琶湖の東側に面し、芹川～犬上川までの南北約1500メートルに渡り、現在約750人が生活する。近隣には若い世代を中心とした新興住宅の2つの自治会が隣接している。

(1) 水害

- i 琵琶湖の増水や河川の氾濫によって周辺は水没するハザード（明治29年の豪雨災害では屋根まで冠水し水が引くまで237日間に及んだ）
- ii 水害時の指定避難所が、歩いていける距離にないため避難が遅れると危険

(2) 火災

木造集落が密接した地域特性によって、浜風（西風）の強い日には延焼の危険がある。
(1942年、民家の火災延焼により西福寺は全焼)

(3) 地震

- i 新耐震基準（1981年6月）までに建った旧家が多いため、倒壊による生き埋めや行方不明者が多発する危険がある。
- ii 家屋や塀等の倒壊により避難経路が確保できず、避難が困難となり、孤立する危険がある。
- iii 地区全体が液状化するハザードである。

2. 歴史と社会特性

- (1) 歴史ある集落で、神明神社やお寺（西福寺、證大寺）等の伝統文化財、彦根市指定無形文化財の「大藪おどり」の保存は、400年以上の継承に現在も努めている。
- (2) 1942年の西福寺の火災以来継承されて来た「夜回り活動」は、高齢化により継承困難となり一時期廃止となったが、2017年より自主防災組織の「みまわり隊」結成により防災防犯活動として再開した。

(3) 自主防災組織の経緯

- i 1986年6月に彦根市へ自主防災組織設立の申請
自治会主体の「予備消防隊（自治会役員）と婦人消防隊」による自衛消防を主とした自主防災組織が31年間続いた。
- ii 2017年2月
高まる自然災害にも対応できる自主防災組織（計画・規約・組織委員）に改めて、1年間暫定運用で「意識の改革と環境改善」に取り組む
※別紙2「**防災診断書**」による意識調査と※別紙3「**一時避難場所**」を6カ所に設置
- iii 2018年2月
防災と防犯活動を目的とした自主防災会が独立し、地区防災計画を基に、自治会を支えていく「組織と役割」を確立
- iv 2019年度
防災力の要となる「人材育成」の強化と「組織力で運営できる体制づくり」を強化
- v 2020年度
防災を「みんなのもの」とするため、子供から高齢者や女性の意見も取り入れたインクルーシブ防災への取り組みと、「毎日のもの」とするため、住民によるタイムラインの作成と訓練によるリテラシー強化に取り組む

（※ インクルーシブ防災とは、障害者や高齢者などを含むあらゆる人の命を支えるもの
※ 防災リテラシーとは、特定分野の状況を正しく理解し、判断や行動ができる能力）

(4) 避難場所

- ・彦根市指定避難所 金城小学校（条件付きの避難所のため、水害時は体育館の使用ができず、校舎の2階以上への避難）
- ・自主避難施設 福祉センター（風水害時等の車移動による早めの避難場所）
- ・町内一時避難場所 各家庭の最寄りの一時避難場所が町内6カ所に設置

3. 防災地図

水害等の予測される災害対策や、地震等による被災後の町内状況を図上で把握し、災害対策を行うため、以下の必要事項を防災地図に記載する。



※別紙4 「防災地図（大蔵町北部・南部）」

①～⑥を図上に記載

- ①消火栓と防火水槽
- ②一時避難場所
- ③空き家
- ④一人暮らし
- ⑤避難行動要配慮者
- ⑥危険箇所

記載事項は2020年2月に更新

Ⅲ 基本的な考え方

1. 基本方針

高齢化や人口減少により、町内行事への協力者の減少や地域コミュニティが希薄化する一方で、災害への不安は年々高まっていることから、防災は「みんなのもの」であり「毎日のもの」と捉えて日頃から自助の備えと、町内の一人一人が役割を持ち共助の体制を強固なものとしていく。

そのためには、町内住民の多くの協力者（97名）が「防災組織委員」となり、突然の災害にも冷静に正しい対応ができる能力（＝防災リテラシー）を高めていくことを目標に、日頃から必要な議論と演習や実践訓練等を通じて減災を目的とした防災力（＝地域力）を高めていく。

今日まで、行政に頼りすぎて忘れかけていた住民間の協力し合う関係を、防災を基軸として見直し、「新たな防災文化」を育てていくことを狙いとする。

※別紙5「**大藪町災害対応手順書**」を全戸に配布し、これに基づいて一斉訓練を実施

2. 活動計画事項

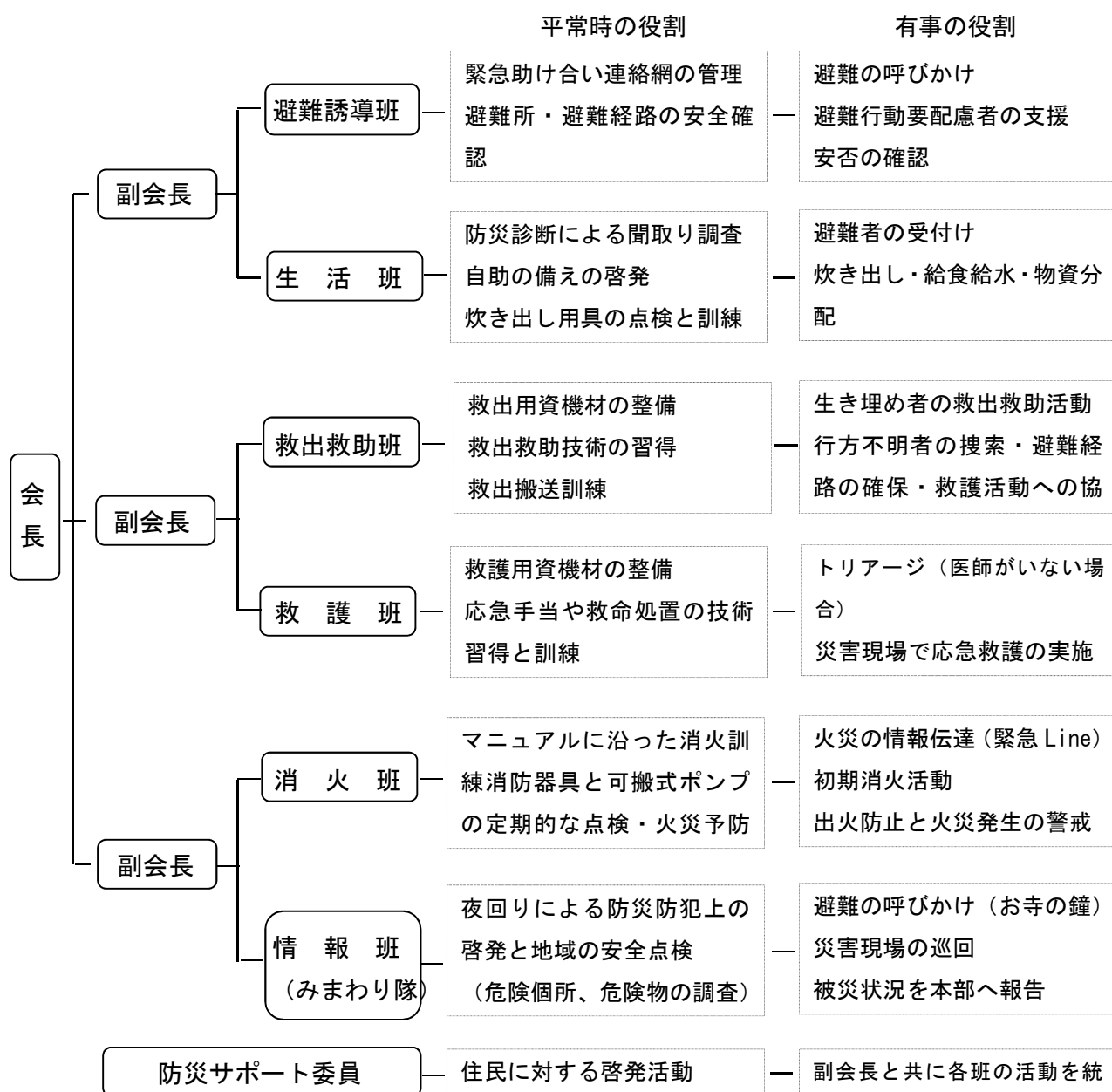
年度の地区防災計画は、前年度の活動結果を基に以下の通り作成し、住民の承認を得て住民の理解と協力による活動を行う。 ※別紙6「**年間活動計画表**」参考

- (1) 防災組織の編成と役割分担に関する事
- (2) 防災防犯に対する研修会や模擬訓練（HUG, DIG, TEN等）による知識や意識の普及に関する事
- (3) 防災訓練（個別と総合）に関する事
 - i 情報の収集と伝達
 - ・災害対策本部の設置や緊急の連絡 →※別紙7「**組織委員名簿と連絡網**」
 - ・町内一斉連絡網で防災情報の伝達や安否確認 →※別紙8「**緊急助け合い連絡網**」
 - ii 出火防止及び初期消火
 - 町内消火栓（11カ所）と防火水槽（2カ所）、自然水路を使って消火
 - ※別紙9「**大藪町消火マニュアル**」に準ずる訓練
 - iii 生き埋めになった人の救出救助及び搬送（トリートメント・トランスポート等）
 - iv 救護（トリアージと応急救護）
 - ii～ivを※別紙10「**組織委員出動リスト**」と※別紙11「**資機材持ち出しリスト**」で管理
 - v 避難誘導
 - 町内住民（要配慮者含む）を自治会の班別に一時避難場所（6カ所）への誘導と生存を確認
 - ※別紙12「**安否確認と要配慮者支援リスト**」を使って把握する
 - vi 給食給水、炊き出しによる避難生活
 - ・防災キャンプで非常持出し品を持ち寄りライフラインのない生活体験
 - ・自治会行事（秋祭り等）の「**プラス防災**」として防災運動会を実施
- (4) 防災資機材の備蓄と管理に関する事
 - ※別紙13「**防災資機材管理表**」を使って把握
- (5) 近隣自治会との合同訓練や学区自主防災連合会との連携訓練に関する事
- (6) 地区防災計画の見直しに関する事

IV 防災活動の内容

1. 防災組織委員の編成と役割

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行い、復旧復興に向けた活動を行うために、防災組織を次の班に編成し、組織委員は以下の平常時と有事の役割を実行する。



※ タイムラインとは、事前に避難行動を時系列にして行動の仕方を決めておくこと

例： 浸水する前に、誰が班内の要配慮者をどのタイミングで、どのようにして避難させるかを時系列で整理しておく →自治会班内で日頃から決めておき訓練を通じて確認し合う。

2. 防災防犯意識と知識の普及

住民の防災防犯意識と知識を高め、地域力を高めていくため次の普及啓発を行う。

(1) 普及事項

- i 本会の活動予定や活動状況、活動結果等の報告に関する事
- ii 火災、水害、地震について、大藪町の「災害対応手順書」に関する事
- iii 班内最寄りの一時避難場所と自治会班内の「緊急助け合い連絡網」に関する事
- iv 各家庭における防火、防災、防犯上の留意事項や備えに関する事
- v 自助の備え（耐震補強・大型家具の固定・非常持出し品・ローリングストック等）の普及に関する事
- vi 町内の毎日の防災防犯状況や情報に関する事

(2) 普及の方法

- i 防災情報誌※別紙 14「防災だより」を通じて防災知識や活動報告を全戸に配布（本部）
 - ii 町内掲示板や回覧版等を利用して研修会や訓練等の開催を案内（本部）
 - iii 活動結果を新聞やテレビ、ラジオ局等のマスコミを利用して報道（本部）
 - iv 高齢者や障害者等を配慮して伝達順や伝達方法を自治会班内で随時更新し、「緊急助け合い連絡網」で共有（避難誘導班と生活班）
 - v 火災予防や防災防犯上に関わる研修会を実施（全戸対象）
 - vi 「防災診断」による各家庭への聞き取り調査を通じて自助の備えの呼びかけを実施し、町内全体の意識や備えの改善状況等を情報誌で提供（生活班）
 - vii 防災運動会や防災キャンプなどをプラス防災として、住民が参加しやすい体験イベントの実施（全戸対象）
 - viii 本会のスキルを高めるため、学区内外の自主防災会との交流会を実施（本部）
 - ix 夜回りによる町内の様子を情報誌（防災だより）で報告（みまわり隊）
- ※別紙 15 「みまわり隊巡回記録」を基に定例会でまとめて幹事会へ報告
- x 各家庭では夜回りの鐘を合図に、火の元や戸締り、玄関灯の確認を実施（全戸対象）
 - xi 出火防止のため、次の事項に重点を置いて点検整備するよう町内への呼びかけを実施（全戸対象）

- ① 火気使用設備や家電製品等の点検と整備
- ② 石油等の保管状況や使用状況の点検
- ③ タコ足配線やコンセント付近の整理整頓
- ④ 住宅用火災警報器や消火器等の消火資機材の点検
- ⑤ 家の周りは玄関灯で明るくし、燃えやすい物はないかの点検
- ⑥ 暗い箇所や空き家等の危険個所の状況を点検
- ⑦ 野外焼却の禁止

(3) 普及実施時期

- i 防災情報誌「防災だより」は、「**防災まちづくり**」に変更し、4回/年程度の季刊誌として発行
- ii 活動時期に併せて、新聞社やテレビ局や市県政への情報を提供
- iii 地区内をつなぐ「**緊急助け合い連絡網**」の年度更新の2月に稼働テストと、集中豪雨や台風前の7月に伝達訓練を実施
- iv 「**防災診断**」は普及効果が期待できる7月に実施
- v みまわり隊による毎日の夜回りとは別に、防災の日や春季及び秋季火災予防運動期間、交通安全週間、年末夜警等の行政の諸行事が行われる時期に合わせて、啓発活動への参加協力を地区内に呼びかけて集団夜回りを実施

3. 防災訓練の種別と実施計画

火災や自然災害の発生に備えて、情報の伝達、消火、避難誘導、救出救助、救護等を迅速かつ的確に行うことができるようにする（以下「防災リテラシー」という）ため、次により防災訓練を実施する。

※訓練に応じた指導者は、防災士（危機管理課）の出前講座や消防署、警察署等の職員に申請書を通じて事前申請と打合せが必要。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種別

- i 情報収集と伝達訓練 （緊急助け合い連絡網・緊急 Line グループの配信）
- ii 消火訓練 （消火器・可搬式ポンプ・消火栓からの放水）
- iii 避難訓練 （一時避難場所と指定避難所への誘導と安否確認）
- iv 救出救助訓練 （生き埋めになった人の救出搬送）
- v 救護訓練 （AEDによる心肺蘇生やトリアージと負傷者の応急手当）
- vi 避難所生活の訓練 （給食・給水・炊き出しと、非常持出し品や防災グッズ等で避難生活の体験）

(3) 個別訓練の内容

- i 種別ごとに担当する訓練を繰り返し実践し、防災リテラシーを高める。
- ii 本部役員は、災害現場からの刻々と状況が変化する情報を基に、「町内防災地図」、「資機材持ち出しリスト」「組織委員出動リスト」を使って対策を立て、減災活動の指導命令を出す。(模擬訓練イメージ TEN の演習→実技訓練)
- iii 「緊急助け合い連絡網」で町内一斉に「命の危険を知らせる」情報伝達訓練と、火災を想定した「緊急 Line グループ」の伝達訓練を実施する。
- iv 組織委員は、避難の仕方 (DIG) と避難所の運営 (HUG) による図上訓練の実施で確認する。
- v 本部役員は、各組織班の責任者となり個別訓練を通じて指導育成にあたる。

(4) 総合訓練

- i 個別訓練の種別①～④について2種目以上を総合的に行う。
- ii 発災後に組織力で行動を起こす内容(イメージ TEN)を、組織委員全員(97名)が実践することで理解を深める。
- iii 一斉防災訓練では、自治会班内で「生き埋めになったケガ人」を救出し、最寄りの一時避難場所までの搬送を行う。班内全員の安否を確認した後、金城小学校(指定避難所)で避難所運営を含めた総合訓練を行う。(イメージ TEN と DIG、HUG の実技訓練を総合的に実施)
- iv 一斉避難訓練は、町内住民(アパート含む)約750名による総合訓練とし、事業主への協力と近隣自治会への参加を依頼する。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施は、防災リテラシーを高める事を目的とし、実施要領を明らかにした計画を作成し、本部役員(子供、老人、民生児童、女性等の声含む)による幹事会にて、様々な立場からの意見を議論し、実践に向けたイメージができる計画をたてる。

(6) 訓練の時期及び回数

- i 「緊急助け合い連絡網」で情報伝達訓練を実施(年度更新後の2月と集中豪雨や台風前の7月の2回)
- ii 「消火緊急 Line グループ」の伝達訓練(3月、11月の火災予防運動期間中と他)
- iii 個別訓練にあっては、演習(DIG、HUG、TEN等)を含め毎月実施(3月～7月)
- iv 総合訓練にあっては、組織委員を対象とした訓練(8月)と、住民一斉の防災訓練(9月)の2回を実施

4. 種別訓練の内容

(1) 情報の収集と伝達

発災後の被害状況等を正確に把握し適切な減災処置をとるため、区域内の災害情報を収集し、必要と認める情報を町内住民や防災組織委員への伝達を次により行う。

i 情報の伝達区分

- | | |
|------------|-------------------------|
| ①緊急連絡網 | 防災組織委員への緊急連絡手段 |
| ②緊急助け合い連絡網 | 訪問又は電話による住民への伝達及び安否確認手段 |
| ③消火緊急 Line | 緊急 Line グループと消防署へ通報手段 |

ii 情報の伝達と安否確認の方法

災害状況に応じて、本会役員を招集し「災害対策本部」を開設し、災害への対応を決定する。

iii 町内住民に必要と認める情報は、自治会班毎に備えている「緊急助け合い連絡網」に沿って訪問又は電話による情報伝達（主に水害への備えや火災時の避難、不審者等の伝達）及び安否の確認（主に地震等の発災後の確認）を行う。

iv 町内の1北班から13班を北、中、南ブロックに分け、各ブロック長は伝達状況や生存状況を 確認して災害対策本部への報告を行う。

北ブロック（1北～3班）、中ブロック（5～9班）、南ブロック（10～13班）

v 大規模地震発生時、町内6か所の一時避難場所に担当する本部役員は、災害状況や避難状況を安否確認と要配慮者支援リストにまとめて災害対策本部への報告を行う。

vi 火災発見者は、消防署への通報と消火緊急 Line グループへ配信（災害対応手順書に従う）し、消火緊急 Line グループのメンバーは、既読メッセージを配信して現場へ向かう。他の消火班には緊急連絡網による伝達を行う。

(2) 初期消火

町内で発生した普通火災の場合は、「大藪町の災害対応手順書」に沿って本会の消火班は、迅速に初期消火の対応を行う。災害火災においては、公助の期待をせず本会の防災組織による消火活動を行う。

i 消火活動（災害火災）

- ① 「大藪町消火マニュアル」に準じて、消火栓からの放水訓練と可搬式ポンプを使って防火水槽や自然水路からの訓練を実施
- ② 災害現場からの出火防止と火災発生の際の警戒体制の訓練

ii 消火資機材の点検と配備

- ① 各家庭には、消火器、消火バケツ、住宅用火災警報器等の備え付け状況の点検
- ② 町内の消火栓（11か所）に消火ホースと防災倉庫に可搬式ポンプの配備（可搬式ポンプは毎月稼働点検し、消火栓は順次訓練を兼ねて点検）
- ③ 火災の対応に備え、「大藪町の災害対応手順書」を全戸配布して周知

(3) 救出救助

建物の倒壊や落下物等により生き埋めになった負傷者が生じたときは、災害対策本部の指示により災害現場へ向かい救出救助活動を行う。この場合、救出救助班は次の事項に留意して救出し救護所までの搬送を行う。

i 救出救助活動

- ① 救出にあたる時は、救出資機材（バール・ジャッキ・ノコギリ・ロープ等）を持って3人以上で周囲の安全確認をしながら慎重に行う。
- ② ブロック塀や家屋の倒壊で生き埋めになっている者の搜索は、近所や班内の人の情報を基に声を掛けながら搜索にあたる。
- ③ 柱や梁の下敷きになり長時間（4時間以上）におよんでいる場合は、取り除かずに救急隊や医師が到着するまで、水を与えて保温・加湿する事や声掛けをして元気づける。（クラッシュシンドロームの可能性はある）

ii 救護所への搬送

救出した重軽傷者は、住民の協力で簡易担架やリヤカー等を使って救護所まで搬送

(4) 救護

i 救護所の開設

- ① 救護班は、一時避難場所又は指定避難所に救護所を開設し、被災した重軽傷者の応急手当てにあたる。
- ② 救護所の開設するにあたり、医師や医療従事者がいないかを呼びかけ、医療チームと本会救護班チームを編成して対処にあたる。（医療チームが編成できない場合は本会のチームだけで行わざるを得ない）

ii 重軽傷者の応急手当て

- ① 多くの被災した重軽傷者から「救うことのできる命を救う」ために最大の効率を目指してトリアージを行う。（トリアージは病状の変化に合わせ何度でも行う）
※命に係わるトリアージは、事前に町内の理解を得ておく必要がある。
- ② 医師の手当てが必要と認めた負傷者は、次の医療機関、又は防災関係機関の設置する応急救護所への確な搬送（トランスポート）を行う。
 - ・彦根市立病院 ☎ 0749-22-6050
 - ・彦根中央病院 ☎ 0749-23-1211
 - ・彦根休日急病診療所 ☎ 0749-22-1119
- ③ 本会救護班チームは、骨折・止血・火傷等の外傷手当てや心肺停止の救命処置にあたり、また持病の悪化や常備薬の不足による関連死を防ぐための介護や要配慮者へのケアにもあたる。

(5) 避難誘導

火災の延焼拡大や洪水、地震による家屋の倒壊等で、町内住民の人命に危険が生じ、又

は生じる恐れがある時は、次により避難を行う。

i 避難誘導の指示

避難の必要があると認めたとき、本会会長は、避難の必要がある自治会班に対し、該当するブロック長から避難誘導班に対し避難指示を行う。

ii 避難経路の確保

家屋や外壁等が倒壊し、避難経路が寸断されている個所は、本会災害対策本部の指示により、必要とする個所に対し大型重機等を使って経路の確保を行う。

iii 避難誘導

町内の一時避難場所において生活班は、自治会班毎に避難者の点呼を取り、避難誘導班は安否の確認を行う。(生存が確認できない場合は、近所や班内の人の協力を依頼)

大規模な地震によって、倒壊した家屋や余震によって倒壊等の危険がある場合、本会会長の指示に基づき全員がまとまって一時避難場所から指定避難所(金城小学校等)への移動を行う。(本会は学区自主防災連合会と合流して避難所の運営にあたる)



町内の一時避難場所(6カ所には本部責任者が配備)

①	北お旅所	1北班・1中班	(17世帯 59名)
②	神明神社境内	1南班・2班	(16世帯 48名)
③	カラオケ照	3班	(7世帯 16名)
④	證大寺駐車場	5・6・7班	(41世帯 141名)
⑤	西福寺境内	8・9・10・11・12班	(62世帯 197名)
⑥	南お旅所	13班	(20世帯 62名)

2020年2月1日現在

(6) 給食給水と分配

i 給食の実施

生活班は、市より配分された食料や町内住民から提供された食料を配分し、炊き出し等による避難所での給食生活を行う。

ii 給水の実施

生活班は、市より提供された飲料水や町内で確保した水で給水活動を行う。

iii 救援物資の受領配分と運営指導

生活班は、生活必需品等の救援物資や本会が備蓄する段ボールの分配と段ボールを使って、ベッドやトイレ、パーティション等の作り方の指導にあたる。(有事には、生活班経験者の支援要請を行う)

(7) 複合災害への対応

避難所では、狭い空間で多くの人々が生活することから、水やトイレ問題を始めとする生

活衛生環境の悪化から二次災害としての感染症の発生を抑えるため、以下のような対応を行う。

- i 新型コロナウイルス感染症と地震等による避難所運営の対応
 - ① 避難者の居室を感染者（症状がある人）と非感染者に分ける。
 - ② 中期的には、避難所を以下のようにカテゴリ別に分ける
 - (一) 従来型避難所
 - (二) 糖尿病や腎臓病等の基礎疾患を抱える避難者や妊婦などの福祉避難所
 - (三) 感染者を支援する隔離型の避難所
 - ③ 被災者を支援する災害ボランティアの受け入れは感染症への対応を要請する。
- ii 地震等による原発事故への対応
 - ① 原子力発電所で事故が発生すると、行政より帰宅が呼びかけられ、町内へは、「緊急助け合い連絡網」で屋内での退避を行うよう伝達する。
 - ② 屋内へは、放射性物質を含む空気が入らないようにする。
 - ③ 衣服や体についた放射性物質を洗い流す。
 - ④ 自宅が倒壊もしくは、その恐れがある場合は、避難誘導班の指示で避難する。

5. 防災資機材の管理

i 防災資機材の備蓄に関しては、市の補助事業（今年第一種補助）を利用して計画的に行う。（管理は、毎年防災週間を本会が所有する全資機材の点検日とする）

購入予定物品

・ヘルメットとビブス（本部 5、救出救助 18、救護 10）	・放送設備		
・チェーンソー（2）	・メガホン（6）	・強力ライト	・ロープ（20）
・バール（10）	・スコップ（5）	・ノコギリ（5）	・収納ボックス（10）

- ii 発災時の防災資機材提供者と、本会所有資機材のリストの整備を行う。
- iii 可搬式ポンプ・発電機については、毎月一回の稼働点検を実施する。

6. 災害対策本部の設営と運営（発災時の活動）

(1) 設営方法と公共機関との連携

災害状況に応じて、本会会長は本部役員を招集し、原則大藪町集会所に「災害対策本部」を設営し、災害への対応手段を決定する。火災や犯罪等を含む非常事態には、次の公共機関や事業所との連絡を行う。

- ・大藪町集会所 ☎ 0749-22-1818
- ・彦根市危機管理課 ☎ 0749-30-6150
- ・滋賀県防災危機管理局 ☎ 077-528-3439

- | | |
|--------|----------------|
| ・彦根警察署 | ☎ 0749-27-0110 |
| ・彦根消防署 | ☎ 0749-22-6119 |
| ・彦根保健所 | ☎ 0749-22-1770 |

(2) 情報収集及び避難スイッチ

- i 町内で発生している災害状況を「**防災地図**」で把握し、災害状況の変化に応じて減災対策を議論し、組織的な行動を実行する。(公共機関へは、情報提供と応援を要請)
- ii 防災気象情報などの入手については、テレビやラジオ、緊急配信メールのほか、次の方法を利用する



② 気象庁のホームページ



② 国土交通省防災情報提供センター

iii 河川の氾濫や風水害時の対応は、「**大藪町の災害対応手順書**」に基づいて行動する。

・「警戒レベル3」の発表時点

- ① 危険度に併せて本会は、災害対策本部を開設し、町内の情報や気象情報を基に対策会議を行う。
- ② 自治会班内の要配慮者については、同班内の支援者が声掛けや早めの避難を呼びかける。（「**支援者リスト**」に基づく）

・「警戒レベル4」の発表時点

- ① 河川は危険水位に達し、家屋の浸水状態が迫っている事を「**緊急助け合い連絡網**」によって、町内全戸に「**垂直避難スイッチ**」の伝達を行う。
- ② 自治会班内の要配慮者については、同班内の支援者が垂直避難のサポートを行い、本部はブロック長を通じて状況報告を求める。

(3) 減災対策事項の伝達と安否確認

- i 水害等の予測できる災害への対応は、「**緊急助け合い連絡網**」で町内全戸への伝達指示を出す。（要配慮者への支援は「**支援者リスト**」で確認を行う）
- ii 災害による安否の確認は、「**緊急助け合い連絡網**」と「**安否確認リスト**」を使って、本会は生存の確認を行う。

(4) 組織委員への出動要請

・災害対策本部は、次の事態が発生した場合、「**組織委員出動リスト**」を使って組織委員への出動要請を行う。但し、出動委員が不足する場合は、他の委員や住民への協力を要請する。

- ① 地震発災後の一時避難場所への誘導と安否確認 (生活、避難誘導班)
- ② 生存が確認できない人の搜索 (住民の協力)
- ③ 被災した町内の被害状況の調査と情報提供 (情報、消火班)
- ④ 生き埋めになっている人の救出救助と搬送 (救出救助班)
- ⑤ 重軽傷者の発生に伴い、救護所の設営と応急救護 (救護班)
- ⑥ 火災発生による避難誘導と初期消火 (消火、避難誘導班)
- ⑦ 復旧復興までの避難所生活の支援 (生活、避難誘導班)

(5) 防災資機材の貸し出し

- ・災害状況を把握したうえで、災害現場に必要な資機材を担当班に必要な数量を渡す。災害対策本部は、「**資機材持出しリスト**」で数量の管理を行う。しかし、資機材が不足する場合は、住民への貸し出し要請を行う。

7. プラス防災への取り組み

日頃、地域への関わりの少ない子供から高齢者まで多くの方の参加をしやすいするため、楽しみながらできる防災キャンプや防災運動会、炊き出し体験等を、自治会行事に併せて防災要素を取り入れて行う。

- ※ 防災キャンプ 自治会の福祉や人権学習、子ども会活動との合同企画
- ※ 防災運動会 秋祭りの前日準備に併せた企画
- ※ 炊き出し体験 秋祭りと文化祭行事に併せて企画

V 実践の検証

1. 防災訓練実施の検証と課題

訓練実施後は、本部役員による幹事会を開催し、次回の訓練に向けた課題と計画を議論する。訓練は Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善点の行動）を繰り返す。

※別紙 16 「**防災訓練実施と普及事項（2019年度）**」を参照

防災訓練や啓発実施による課題事項

昨年（2019年度）の防災訓練実施後の幹事会で課題として取り上げられた以下の事項は、総会での承認事項として今年度の地区防災計画に取り入れて実践する。

i 水害リスクに備えた実践訓練

要配慮者は、だれが支援するのかを班内で決めておき、「緊急助け合い連絡網」を使った伝達訓練では、タイムラインに沿って要配慮者を取り残さないための支援する訓練を取り入れる。（インクルーシブ防災の強化）

（注） 「要配慮者」とは、次に掲げる人を指します。

- ① 施設等に居住している人
- ② 日常生活で福祉サービス等を利用している人
- ③ 福祉サービスを利用していないが配慮が必要な人
（障害者、高齢者、幼児、妊産婦、外国人等）

ii 女性の意見を取り入れた防災力の向上

避難所の運営や訓練、啓発においても、男性だけの本部役員で議論するのではなく、男女共同参画による構成に改善し、女性の意見を取り入れた運営と環境を

整備する。

iii 組織の補強と人材育成

地区内では、地震による倒壊や液状化リスクが高いため、新たに「救出救助班」を編成し、個々の訓練による人材育成を行う。

iv 人材の増員と育成

災害時には、平時から決めている要配慮者に加え、急激な環境変化に伴い、新たに支援を必要とされる人が多数発生することが見込まれる。よって、共助による人材や資機材は圧倒的に不足するため、できるだけ多くの人ができる事を協力し合う体制を整備していく。今年度は、救出救助班 18 名や救護班 11 名の人材を追加し、今後も計画的な増員と訓練を行う。(みんなの防災を目標とした運営)

v 資機材の確保

市の補助事業を利用して、必要資機材を計画的に揃えていく。

vi 防災リテラシーの強化

突然の発災に備え、本能的に行動できることを目標に、各自役割の確認と訓練を繰り返し、冷静な判断で行動できる能力を養う。

本会本部役員は、本紙「地区防災計画」の資料 4)、7)、8)、10)、11)、12) を常備し、緊急事態に備えておく。

vii 発災後のイメージ訓練の強化

地震発災後の対応訓練は、架空の地区で発生したサンプルではなく、イメージを高めるため、自町を災害現場とし本会の「防災地図」、「組織委員出動リスト」、「資機材の貸し出しリスト」を使って座学と実践による訓練を行う。

viii 避難所生活の体験方法の改善

学区内では、昨年初めての「住民主体の避難所運営体験」を実践したことで、各自治会の意識は高まりだした。しかし、実際に被災された地域から学ぶべき点である

「長引く避難所生活で発生する災害関連死等」の予防や避難生活のあり方については、知識の普及や議論(防災士等を交えて)が必要であるため、今年度の学区の総合訓練に反映させていく。(防災キャンプのテーマ)

2. 地区防災計画の見直し

本会の「地区防災計画」は、※別紙 17「活動結果報告」と次年度の活動計画を総会にて承認を受ける。そのため、一年間の活動を通じて課題を整理し、本会本部役員幹事会にて議論を重ね地区防災計画の見直しを行う。

VI 今後の目指すところ

1. 近未来に向けた新しい防災組織の在り方

自町においては、人口の減少や高齢化が進み、地域への協力者が減少し、地域コミュニティが希薄化してきている状況である。一方、災害多発時代ともいわれる中で、危機意識の高まりとともに本会は、自治会の傘下で独立した事業として設立し4年目を迎えた。しかし、継続的な運営力には、近い将来には困難が生じると考えられ、この様な状況は、市内でも多くの自治会が課題として抱えておられる。一方では、近隣に新興住宅ができ防災組織のない自治会(高齢者のいない若い世代)や自治会のない新興住宅も増えてきた。当学区内でも20在る自治会の内、活発に防災組織を独立して運営しているのは5つの自治会しかないという状況であり、互いに抱える課題は多様化している。

その内の一つ、自町における課題は、防災力を継続的に向上させていく所にあり、以下のような、他の地域との協力し合う「新しい防災組織の形成」が必要と考えなければならない。

- i 「地区防災計画」の策定を通じて災害に強いコミュニティづくりに取り組む。
- ii iの取り組みを進めるため、地域住民が主体的に考えるうえで市内の事業所(防災関係組織)等、多様な主体の協力を身近なものにする。
- iii 単独での活動が困難な地域は、複数の自治会が協働で「統合された自主防災組織」を組織し、広域にわたる活動を行う。(そのためには、防災関係組織の指導が必要)
- iv 自治会組織のない住民や自主防災組織のない自治会とは、防災を基軸とした地域コミュニティを形成する。
- v 防災運動会や防災キャンプ、防災マップ作り等の防災要素を地域行事に取り入れ、楽しみながら実践できるイベントに取り組む。
- vi 活動事例を通じて情報交流会を開き、各地域で実践につながる情報を提供する。

2. 地域の特性を踏まえた災害に強いコミュニティの形成

現在、市内に在る327の自治会は、小学校区単位で「地区防災計画」を基にした組織の編成と活動が求められているが、多様化する地域特性によって、それぞれに困難な課題を抱えている状況である。地域によって防災活動が進まない事情は異なるが、できない理由を並べて諦めるわけにもいかず、むしろ、全ての人に関心事である「防災」を基軸として、新たな関係を生み出していこうとする積極的な姿勢と取り組みが必要と考えられる。

地域特性によって活発に活動が進まない自治会においては、活発な自治会と協力し合うことで、「統合された防災組織」となって災害に強いコミュニティを形成することも可能となる。また、近隣自治会との助け合う関係は防災を基軸とした日頃からの交流(訓練やイベント、啓発活動等)をもつことで、「新たな防災文化」が作り出され防災力を継続的に向上させることも可能と考えられる。

あとがき

会長（防災士） 北村俊恵

「地区防災計画」に基づく運営は、地域の皆さんの理解を得て、私たちの町の防災意識を変えました。更に、この意識の高まりは、これまでの歴史が育んできた地域のつながりを基軸として、協力し合う新たな活動へと深まりだしました。今後は、この関係を「みんなの防災」・「毎日の防災」とした取り組みによって、地域力を継続的に高めていきたいと考えています。

副会長（防災士） 堀久孝

近年の地球環境の変化に伴い、防災への意識が高まる中で、議論を重ねた活動を行ってきました。今日までの活動が、「みんなの防災」・「毎日の防災」をテーマにして地区防災計画の作成に至りましたが、今後も災害大国としての取り組みを継続的に実践することで、防災力を高めていきたいと思えます。

副会長（防災士） 尾本章

地区防災計画は、「災害に備えた町づくり」を行うにあたり重要なものと考えようになりました。日頃から防災訓練や地域住民の防災意識の向上を目指した活動を行い、町内のみなさんと共に防災力を高めていく事が重要と考え、継続的に活動していきたいと思えます。

副会長 北村善夫

災害を知り、今後の災害に備えよう。そのためには、日頃からの防災対策で被害を最小限にするため、「地区防災計画」を基にした訓練等に積極的に参加し「住みよい町づくり」をしよう。

会計 北村弘一

地元の防災活動に参加させて頂き、いつ起こるか分からない大規模な災害に備え、防災に向き合う重要性和危機意識が高まりました。防災力の向上に協力し、積極的に取り組みたいと思えます。

北ブロック長 北村幾

自主防災組織の避難誘導班と生活班のまとめ役として、日頃は、朝のゴミ出し「おはようさん」から「こんにちは」、「こんばんは」と三つの挨拶のお付き合いが、災害時共助の大きな力や絆になるよう、ご近所さんと話し合いをしています。

中ブロック長 尾本啓芳

防災力向上のため、「知識の向上」と「訓練」による両輪の継続が大切と思えます。そのためには、「計画し～実行して～確認し～結果を評価して」次の計画を立てる。この様なサイクルを回す地区防災計画によって町内みなさんの理解と協力を得、自分や家族、地域を災害から守る活動に繋げていきたい。

南ブロック長 田中敏一

本会の幹事会や他所との交流会、模擬訓練や実践を想定した訓練等で知識や経験を積んできた結果、突如の災害時には「リーダーシップが取れるだろうか」心配する気持ちは大きくなってきました。今後は、日頃の声掛けや、隣近所の良い関係づくりと要配慮者等の情報を整理し災害に備えていきます。

大藪町 地区防災計画

2020年	5月1日	彦根市大藪町	地区防災計画	作成
	編集発行	彦根市大藪町	自主防災会	
	事務局	彦根市大藪町	1818	集会所内
	TEL/FAX	0749-22-3505		